

議案第 99 号

石岡市に副市長を置かない条例を制定することについて

石岡市に副市長を置かない条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 戸井田 和 之

提 案 理 由

地方自治法第 161 条第 1 項ただし書の規定に基づき，石岡市に副市長を置かない条例を制定するため。

石岡市に副市長を置かない条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第1項ただし書の規定に基づき、石岡市に副市長を置かないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（石岡市副市長の定数を定める条例の廃止）

- 2 石岡市副市長の定数を定める条例（平成19年石岡市条例第6号）を廃止する。

（石岡市表彰条例の一部改正）

- 3 石岡市表彰条例（平成17年石岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条中「市長及び副市長の職並びに市議会議員の職」を「市長及び市議会議員の職」に改める。

（石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条中「，副市長」を削る。

別表中「副市長」を「市長」に改める。

（石岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

- 5 石岡市特別職報酬等審議会条例（平成17年石岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「，副市長」を削る。

（石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

- 6 石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17

年石岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表副市長の項を削る。

(石岡市消防団条例の一部改正)

- 7 石岡市消防団条例(平成17年石岡市条例第171号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「副市長」を「市長」に改める。

(石岡市政治倫理条例の一部改正)

- 8 石岡市政治倫理条例(平成18年石岡市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第1条中「, 副市長」を削る。

(石岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 9 石岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年石岡市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「副市長」を「市長」に改める。

(石岡市法令遵守の推進に関する条例の一部改正)

- 10 石岡市法令遵守の推進に関する条例(令和2年石岡市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「副市長, 教育長」を「教育長」に改める。